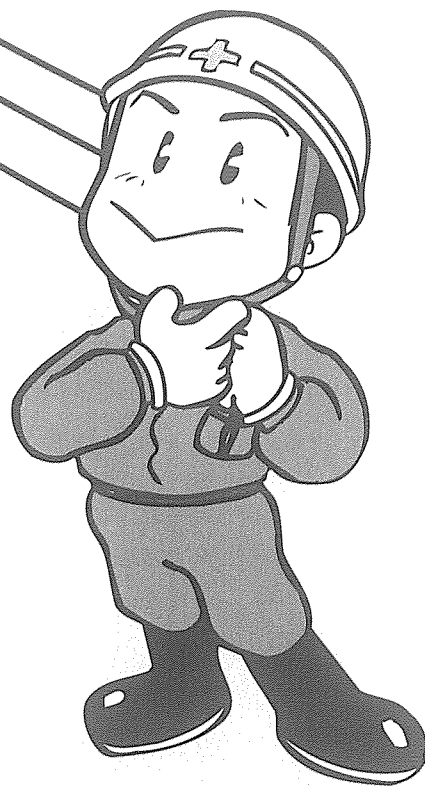


# 全日電工連 グループ共済制度 のご案内

(災害保障付約付 団体定期保険)

## 制度の特色と利点

- ◎事業主及び従業員の遺族保障に役立ちます。
- ◎団体一括加入の制度なので割安な掛金で高額な保障が得られます。
- ◎契約は1年ごとに更新しますので、社会・経済情勢の変化にも対応できます。
- ◎健康で正常に勤務している方であれば、簡単な告知のみでご加入いただけます。
- ◎毎年収支計算を行い剰余金が生じた場合は、配当金が支払われます。
- ◎掛金は、損金または必要経費に算入できます。



全日本電気工事業工業組合連合会

〒105-0014 東京都港区芝2-9-11 全日電工連会館1F TEL 03-5232-5851 FAX03-5202-6850  
E-MAIL zenpichi@2nd.or.jp

## 加入資格は…

- 当連合会に所属の組合員(=事業所・個人事業主)およびその役員・従業員ならびに組合事務局の専従役員で、更新日現在満14歳6カ月超～満65歳6カ月以下の方が新規加入(継続加入のときは75歳6カ月以下)できます。  
本制度においては事業所に於ける加入資格者は全員加入が原則となっております。  
・上記加入資格を満たさない方は加入できません。
- ご加入(増口)の際には、ご加入者の健康に関する簡単な告知をしていただきます。  
ただし、告知の内容によっては、ご加入(増口)いただけない場合があります。
- ご加入にあたりご加入者全員の方にご加入者となること及び保険金・給付金の受取りが事業所となることへの同意確認(記名・捺印)をいただきます。また増口の場合もご加入者の同意確認(記名・捺印)が必要です。  
なお、ご加入者が死亡もしくは退職された場合などは、このグループ共済制度から脱退となります。

## 保険期間は…

- 保険期間は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年間です。以後原則自動的に更新いたします。
- 保険期間中の中途加入者については、その中途加入日から直後に到来する2月末日までが初年度の保険期間となります。  
以後原則、自動的に更新いたします。

## 保障内容と掛金は…

給付事由		新規加入口数 (加入保険年齢)		51歳～60歳 7口限度					15歳～50歳 10口限度		
		61歳～65歳 2口限度		3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
保障 の 内 容	<b>病気死亡・高度障害</b> (加入者が保険期間中に下記以外の一般病気死亡および別表障害等級第1級の高度障害状態になったとき) 死亡(高度障害)保険金	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1000万円
	<b>不慮の事故による死亡(高度障害)</b> (加入者が加入日以後の不慮の事故を原因として、事故の日から180日以内かつ保険期間中に死亡(高度障害)したとき、または加入日以後に発病した感染症予防・医療法に定める一類～三類感染症により保険期間中に死亡したとき) 死亡保険金+災害保険金 又は 高度障害保険金+障害給付金(第1級)	200万円	400万円	600万円	800万円	1000万円	1200万円	1400万円	1600万円	1800万円	2000万円
	<b>不慮の事故による障害</b> (加入者が加入日以後の不慮の事故を原因として、事故の日から180日以内かつ保険期間中に別表障害等級第2級～第6級のいずれかに該当したとき) 障害給付金	第2級 70万円 } 第6級 10万円	第2級 140万円 } 第6級 20万円	第2級 210万円 } 第6級 30万円	第2級 280万円 } 第6級 40万円	第2級 350万円 } 第6級 50万円	第2級 420万円 } 第6級 60万円	第2級 490万円 } 第6級 70万円	第2級 560万円 } 第6級 80万円	第2級 630万円 } 第6級 90万円	第2級 700万円 } 第6級 100万円
	<b>不慮の事故による入院</b> (加入者が加入日以後の不慮の事故による傷害の治療を目的として、事故の日から180日以内かつ保険期間中に5日以上入院したとき(120日限度)) 入院給付金	1日につき1,500円	1日につき3,000円	1日につき4,500円	1日につき6,000円	1日につき7,500円	1日につき9,000円	1日につき10,500円	1日につき12,000円	1日につき13,500円	1日につき15,000円
<b>月払掛金(概算)</b>		650円	1,300円	1,950円	2,600円	3,250円	3,900円	4,550円	5,200円	5,850円	6,500円
継続 加入 口 数	50歳まで	10口	→								
	51歳～60歳	7口	→								
	61歳～64歳	5口	→								
	65歳～69歳	2口	→								
	70歳～75歳	1口	→								

- 上表の掛金は概算掛金であり正規掛金は加入申込後の実際の総保険金額等に基づいて算出され、適用されます。また、掛金は毎年更新日時点(3月1日)にて見直しされ、概算掛金と異なる場合は、初回に遡って精算いたします。
- 保険年齢は、更新日(毎年3月1日)において計算し、1年未満の端数については、6カ月以下は切り捨て、6カ月を超えるものは1年とします。  
なお、中途加入者の年齢計算基準日も更新日となります。
- 障害等級表および給付割合表は裏面を参考にしてください。
- 掛金には制度運営費が含まれております。

## ご留意いただきたい事項

1. 員外加入（左記加入資格のない方が加入されていた場合）については保険金等が支払われません。
  - ・ご加入者に加入資格のないことが、判明した場合  
（例 配偶者、ご家族で勤務実態がないか、他の職業に就かれている方の加入）
  - ・ご加入後に資格喪失したことが判明した場合（例 退職等で加入資格を喪失されている方の加入）
2. 過去または現在の健康状態について、ご加入者が故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合は、保険金等は支払われないことがあります。

### 加入資格喪失の場合は…

1. 組合脱会により加入資格を喪失した場合は速やかに脱退手続き願います。
2. 退職等により加入資格を喪失した場合は速やかに脱退手続き願います。
3. 締切を過ぎてのお手続きに付きましては掛金の返金は致しかねますのでご了承ください。

### 追加加入日は…

毎月1日が追加加入日です。

### 増口・減口は…

1. 増口・減口は毎年3月1日、9月1日のみお取り扱いいたします。
2. 増口については満60歳6カ月以下の方に限り、お取り扱いいたします。

### 加入申込は…

ご加入の手続きは、工組支部（地区本部）、もしくは生命保険会社の担当者がお取り扱いいたします。

### 掛金の払込みは…

1. 掛金は月払いです。お払込方法については、工組支部（地区本部）、もしくは生命保険会社の担当者をご説明いたします。  
尚、2カ月連続して掛金のお払込がない場合、未入金月の1日に遡って当制度より自動的に脱退となり、保険効力も失われますので、ご注意ください。
2. 掛金の負担は組合員（＝事業所・個人事業主）とします。

### 掛金の税務は…

1. 法人が負担した掛金は、役員分も含めて全額損金に算入されます。
2. 個人事業主が負担した掛金は、全額必要経費に算入されます。但し、個人事業主本人および原則として生計を一にする親族の掛金（制度運営費除く）は、必要経費に算入されず生命保険料控除の対象になります。

### 配当金は…

1年毎に収支計算を行って、剰余金が生じた場合は、配当金が支払われます。

### 保険金・給付金の請求手続き・お受取りは…

1. 死亡（災害）保険金請求時には労働基準法施行規則第42条～45条に定める、ご加入者のご遺族の了知（署名・捺印）が必要となります。  
〔高度障害保険金・給付金請求時にはご加入者の了知（署名・捺印）が必要となります。〕  
※労働基準法施行規則第42条～45条に定める遺族とは、優先順位の高い順に、①配偶者、生計を一にする②子供③父母④孫⑤祖父母、等となります。
2. 各道府県工組の事務局から、全日電工連の事務局を経由して、事務幹事会社（住友生命）へ必要書類をご提出ください。
3. 保険金・給付金の受取人は全日電工連として保険契約を締結しておりますが、全日電工連が受取った保険金、給付金は組合員（＝事業所・個人事業主）にお支払いいたします。

### 保険金・給付金のお支払いは…

事務幹事会社（住友生命）から、全日電工連の事務局並びに各道府県工組の事務局を経由して、組合員（事業所・個人事業主）にお支払いいたします。

## ◆加入申込・手続の締切日

### ●更新月 （毎年3月1日）

手続内容	住友生命東京本社 締切日	各道府県内の締切日については、各工組にお問い合せください。	効力発生日
追加加入・増口・減口	平成17年1月31日(月)		平成17年3月1日
脱退	東北7県・香川県・兵庫県 平成17年2月4日(金) 上記以外 平成17年2月10日(木)		

### ●例月 （3月1日以外）

手続内容	住友生命東京本社 締切日	各道府県内の締切日については、各工組にお問い合せください。	効力発生日
追加加入	毎月10日		翌月1日
脱退	東北7県・香川県・兵庫県 毎月18日 上記以外 毎月25日		
預金口座変更等	毎月10日		9月1日
9月1日付増口・減口	7月31日		

（締切日が、土曜、日曜、祝日と重なる場合は、前日に繰り上がりますのでご注意ください。）

〔別表〕障害等級表兼給付割合表

等級	身体障害	災害保険金に対する給付割合
第1級	①両眼の視力を全く永久に失ったもの ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの ③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	⑧1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの ⑨10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑩1肢に第3級の⑬から⑮までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の⑬から⑮までまたは第4級の⑯から⑳までのいずれかの身体障害を生じたもの ⑪両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	⑫1眼の視力を全く永久に失ったもの ⑬1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの ⑭1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの ⑮1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの ⑯10足指を失ったもの ⑰脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	⑱両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの ⑲言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの ⑳中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの ㉑1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの ㉒1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの ㉓1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの ㉔1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの ㉕1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの ㉖10足指の用を全く永久に失ったもの ㉗1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	㉘1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ㉙1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ㉚1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの ㉛1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの ㉜1足の5足指の用を全く永久に失ったもの ㉝両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの ㉞1耳の聴力を全く永久に失ったもの ㉟鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの ㊱脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	1.5割
第6級	㊲1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ㊳1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ㊴1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの ㊵1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの ㊶1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの ㊷1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの ㊸1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

保障内容について

- 高度障害保険金は、加入日以後の傷害または疾病によって保険期間中に別表の障害等級第1級の高度障害状態のいずれかになった場合に支払われます。
- 災害保険金は、同一事故を原因として既に支払われた障害給付金があれば、その合計額を差し引いて支払われます。
- 障害給付金は何度でもその都度支払われますが、同一の不慮の事故または同一の保険期間において通算して災害保険金の10割をもって限度とします。
- 入院は、日本における病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院した場合に限ります。

この制度は当連合会が生命保険会社と締結した、災害保障特約付団体定期保険契約にもとづいて運営されます。

下記の引受保険会社は、各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合(平成16年10月29日現在)による保険契約上の責任を負います。また、引受会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社

- 〈事務幹事会社〉住友生命保険相互会社 (61.70%)  
 大同生命保険株式会社 (22.98%) 富国生命保険相互会社 (3.17%)  
 第一生命保険相互会社 (5.53%) 三井生命保険株式会社 (2.42%)  
 明治安田生命保険相互会社 (4.20%)

登録年月日	平成16年11月12日
登録番号	設サ-企G-04-107

〔順不同〕

《重要事項のお知らせ》  
(ご加入にあたって特にご留意いただきたい事項)

団体定期保険のご加入にあたり特にご留意いただきたい事項が記載されていますので、必ずご一読のうえ、加入申込書に記名・押印してください。

◆現在の健康状態などを正確に告知してください

新規加入または増口を申し込まれる際は、過去の傷病歴(傷病名、治療期間など)、現在の健康状態などを加入申込書にありのままに告知してください。

◆保険金等が支払われない場合があります

死亡保険金、高度障害保険金、特約にもとづく各種保険金・給付金の支払事由が発生しても、保険金・給付金が支払われない場合があります。

1.解除により支払われない主な場合  
告知の際、保険契約者または加入者が、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合は、契約は解除され、保険金や給付金が支払われないことがあります。

2.免責により支払われない主な場合  
A.死亡(高度障害)保険金について  
①加入者が加入日から1年以内に自殺したとき  
②保険契約者または保険金受取人の故意によるとき  
③加入者の故意により高度障害となったとき  
④戦争その他の変乱によるとき  
B.災害保険金、障害給付金、入院給付金について  
①保険契約者または加入者の故意または重大な過失によるとき  
②受取人の故意または重大な過失によるとき  
③加入者の犯罪行為によるとき  
④加入者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき  
⑤加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき  
⑥加入者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき  
⑦地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき

注)増口された場合の増口部分については、上記の「加入日」を「増口日」と読み替えてください。

◆共同取扱契約であり、引受保険会社は引受割合に応じた責任を負います

この制度は複数の保険会社が共同で引き受けており、各引受保険会社は各加入者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を負い、相互に連帯しません。引受保険会社および引受割合は、下記に記載のとおりです。なお、引受保険会社および引受割合は、今後変更することがあります。

◆引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて

- 引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、加入時に約束された保険金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 「生命保険契約者保護機構」の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、加入条件の変更が行われる可能性があります。お受取りになる保険金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。  
生命保険契約者保護機構:電話番号:03-3286-2820  
ホームページアドレス:http://www.seihohogo.jp/

◆対象となる不慮の事故の主な例◆

- 自動車・鉄道・その他道路交通機関による不慮の事故
- 航空機・水上交通機関による不慮の事故
- 医薬品・ガス・一酸化炭素等による不慮の中毒・火災・爆発物による不慮の事故
- 建物・階段から、もしくはマンホール等への不慮の墜落
- 他殺および他人の加害による傷害
- 電気工事中の不慮の事故
- 治療上の事故および治療処置後の合併症(治療の原因が病気によるものを除く)